

県民の命を守る水の確保事業の取扱いについて

■ 県民の命を守る水の確保事業の対象経費と採択基準

※県民の命を守る水の確保事業補助金交付要綱(以下「要綱」とする。)

○採択要件(要綱第2条関係)

- ・ 緊急時に配水池等の水道水の流失を防止するための緊急遮断弁を設置する事業とする。また、緊急遮断弁を設置する配水池からの送水管、配水管は耐震管に限る。
- ・ 緊急遮断弁を設置する要件となる耐震性のある配水池の条件は、レベル1地震時には耐震性能Ⅰを満足し、レベル2地震時には耐震性能Ⅱを満足する構造とする。また、事業完了までに耐震性を有する見込みの配水池を対象とする。
- ・ 緊急遮断弁を設置する際の要件となる耐震性のある配水池の容量は原則、千立方メートル以上とする。

○補助対象経費(要綱第3条関係)

- ・ 機器費(緊急遮断弁及び付属機器(接続管、震度計、過流量計、制御盤、バッテリー等))
- ・ 中央監視装置改造費
- ・ その他、知事が必要と認めたもの

○補助率(要綱第3条関係)

- ・ 補助対象経費の1/4以内を補助

○対象経費の上限額(要綱第3条第2項関係)

- ・ 補助事業の対象経費とする全体事業費の上限額は30,000千円とする。(補助額7,500千円を上限)

○補助対象金額の算出(要綱第3条第3項関係)

- ・ 対象経費の全体事業費(上限額30,000千円)に、補助率を乗じて得た額とする。
ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。